

*What's.
Family
Friendly.?*

**ファミリー・フレンドリー企業
とは？**

厚生労働省

財団法人
21世紀職業財団

ファミリー・フレンドリー企業とは？

What's

ファミリー・フレンドリー企業とは、仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業です。

具体的な取組は以下のようなものです。

- ① 法を上回る基準の育児・介護休業制度を規定しており、かつ、実際に利用されていること
- ② 仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方ができる制度をもっており、かつ、実際に利用されていること
- ③ 仕事と家庭の両立を可能にするその他の制度を規定しており、かつ、実際に利用されていること
- ④ 仕事と家庭との両立がしやすい企業文化をもっていること

(例) ●育児・介護休業制度等の利用がしやすい雰囲気であること。特に、男性労働者も利用しやすい雰囲気であること

●両立について、経営トップ、管理職の理解があること 等



両立支援キャラクター
両立するべえ

なぜ、今、ファミリー・フレンドリー企業への取組が必要なのか？

21世紀の優良企業はファミリー・フレンドリー企業

平成12年の合計特殊出生率が1.36となるなど、少子・高齢化がますます加速し、また、核家族化といった家族形態の変化が進むなど、労働者の家庭を取り巻く環境も変化してきており、育児や家族の介護は、労働者が就業を継続していく上で、大きな問題となっています。

企業においては、このような状況に応じて、育児・介護等家族的責任を有する男女労働者が仕事と家庭とを両立させ、十分に能力を発揮して働けるような新たな人事労務管理を行うことが必要となります。このような取組は、労働者にとってはもとより、企業にとってもメリットが大きく、経営上も合理性を有するものであると言われて

います。

21世紀の優良企業はファミリー・フレンドリー企業であると言えるでしょう。

(ファミリー・フレンドリー企業のメリット)

企業にとって・・・労働者のモラルの向上、人材の確保、欠勤の減少 等
労働者にとって・・・家族とのコミュニケーションの増大、仕事の満足度の向上、
ストレスの減少 等

(「『ファミリー・フレンドリー』企業研究会報告書」より)

Family Friendly?



ファミリー・フレンドリーな 諸制度一覧(具体例)

法を上回る基準の 育児休業制度・ 介護休業制度

- ① 休業期間が1年を超える育児休業制度
- ② 休業期間が3ヶ月を超える介護休業制度
- ③ 休業期間を分割取得できる介護休業制度
- ④ 対象となる家族の範囲に限定がない介護休業制度

柔軟な働き方が できる制度

- ① 育児・介護のための短時間勤務制度
 - 1日の所定労働時間を短縮する制度
 - 週又は月の所定労働時間を短縮する制度
 - 週又は月の所定労働日数を短縮する制度(隔日勤務、特定曜日のみの勤務等)
 - 労働者が個々に勤務しない日又は時間を要求することを認める制度
- ② フレックスタイム制
- ③ 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ制度
- ④ 所定外労働をさせない制度
- ⑤ 子の看護のための休暇制度(子どもの短期間の傷病に関してその看護のために1日、半日又は時間単位の休暇を認める制度)
- ⑥ 保育所の行事への参加等、短時間の所用のための半日又は時間単位の休暇制度
- ⑦ 在宅勤務制度

(注) これら制度の規定においては、なるべく長い期間の設定が望まれる。

仕事と家庭の 両立を可能にする その他の制度

- ① 事業所内託児施設
- ② 育児・介護等を理由に退職した労働者を対象とする再雇用制度
- ③ 育児・介護サービス費用の助成措置(従業員が利用したベビーシッター・ホームヘルパー等の利用料補助等)
- ④ 育児・介護サービスに関する情報提供
- ⑤ 育児・介護休業中の従業員への経済的援助制度(毎月の金銭支給、見舞金の支給等)

ファミリー・フレンドリー企業 好事例



厚生労働省では、ファミリー・フレンドリー企業概念と諸制度が日本のより多くの企業に導入されるよう、その普及の一環として、平成11年度から、「ファミリー・フレンドリー企業表彰」を実施しています。

平成13年度は厚生労働大臣優良賞としてNEC（日本電気（株））が、厚生労働大臣努力賞として（株）カミテ、ミノルタ（株）が表彰されました。ここでは、NEC及び（株）カミテにおけるファミリー・フレンドリー企業としての取組についてご紹介します。

NEC

（業種：電気機械器具製造業 従業員数：約35,000人 所在地：東京都港区）

育児休業は子が1歳に達した後の3月末まで、介護休業は同一事由につき通算1年取得することができ、いずれも法を上回る期間休業できる制度としています。また、育児のための短時間勤務制度は小学校就学まで、介護のための同制度については介護事由が解消するまで設定されており、長期間利用することができます。

本人や家族のための医療看護休暇等の制度や育児・介護に伴う在宅勤務制度を整備するほか、小学校3年までの育児に利用することができる育児クーポン（在宅保育サービス割引券）制度等も行っています。

育児・介護に関する制度改善に労使が一致して取り組むほか、社内電子メディアにより利用マニュアルを提供するなど、制度の周知、利用促進に取り組んでいます。

こうした中で利用者も多く、育児・介護休業制度及び育児のための短時間勤務制度にはいずれも男性及び管理職の取得があり、介護のための短時間勤務制度には男性の取得があるなど、仕事と家庭が両立しやすい企業文化が定着しています。



日本においていちばん貴重な資源は「人財」です。企業は、個人個人の能力を充分に発揮できるシステムをどう作るか。家庭が充実して仕事にも打ち込みやすくなるファミリー・フレンドリー企業への取組も、その一翼を担うものだと考えています。

（株）カミテ

（業種：金属製品製造業 従業員数：41人 所在地：秋田県鹿角郡小坂町）

育児休業は子が3歳まで、介護休業は3ヶ月であるが取得回数の制限がなく、いずれも法を上回って利用できる制度としています。育児休業制度、介護休業制度とも、管理職の利用があります。

また、事業所内託児施設を設置運営しており、突発的事由による預け入れにも対応するなど、社員にとって利用しやすい施設となっています。子のための看護休暇制度も導入し、看護等のために、有給で時間単位で利用できる制度となっています。この他、配偶者の出産休暇制度も導入しています。

このような制度整備の背景として、社員と企業双方の発展を追求するという企業理念及び企業風土があり、年数回の人事ヒアリングにより社員の要望を取り上げ、制度の拡充を図るなどしています。



少数精鋭の会社では、人件費を抑制するより、全体の志気が落ちてしまうほうが怖いことだと思います。ファミリー・フレンドリー企業への取組は、優秀な人材確保はもちろん、会社全体の士気高揚にとっても有効なものだと思います。

両立支援事業関連 給付金の紹介



育児・介護雇用安定助成金

◆事業所内託児施設助成金

労働者のための託児施設を事業所内(労働者の通勤経路又はその近接地域を含む)に設置する事業主・事業主団体に対し、その設置、運営及び増築に係る費用の一部を助成します。

また、保育遊具等購入の一部についても助成します。

	助成率等	助成限度額
設置費		2,300万円限度
増築費		1,150万円限度(①②のいずれか) ①定員5人以上増加するもの ②安静室等(体調不調児に対応)の整備
運営費 (運営開始後 5年間)	2分の1	通常型 規模に応じ 最高699万6千円限度
		時間延長型 規模に応じ 最高951万6千円限度
		深夜延長型 規模に応じ 最高1,014万6千円限度
		体調不調児 対応型 上記それぞれの型の運営にかかる限度額 +165万円限度
保育遊具等 購入費	自己負担金10万円を控除した額	40万円限度

◆育児・介護費用助成金

労働者が育児・介護サービスを利用する際に要した費用の全部又は一部について補助等を行った事業主に対して、その補助等の額の一定割合を助成します。

助成率は、事業主負担額に対して

中小企業 : 3分の2 大企業 : 2分の1

(年間限度額は、企業規模にかかわらず、労働者1人当たり30万円、かつ1事業所当たり360万円です。)

また、労働者の育児・介護サービス利用料を援助する制度を新たに設けた事業主で、最初の利用者が生じた場合に、上記の費用助成に加えて、一定額の助成をします。

支給額は、1事業所につき

中小企業 : 40万円 大企業 : 30万円

◆育児休業代替要員確保等助成金

育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定した上で育児休業取得者代替要員を確保し、かつ、育児休業取得者を原職等に復帰させた事業主に対して支給します。

(1) 原職等復帰について平成12年4月1日以降新たに就業規則等に規定した事業主の場合

最初の対象労働者に対して	中小企業 : 50万円 大企業 : 40万円
上記後3年間、2人目以降の対象労働者に対して、1人当たり(最初の対象労働者とあわせて1事業所年間20人まで)	中小企業 : 15万円 大企業 : 10万円

(2) 原職等復帰について平成12年3月31日までに既に就業規則等に規定している事業主の場合

中小企業 : 15万円 大企業 : 10万円

(平成12年4月1日以降の育児休業取得者が最初に原職等に復帰後3年間、1事業所当たり年間20人まで)

◆育児両立支援奨励金

小学校就学前の子を養育する労働者が利用できる次のいずれかの制度を、新たに就業規則等に規定し、3歳以上小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が最初に利用した場合に、事業主に対して支給します。

- ① 育児休業に準ずる制度
- ② 短時間勤務制度
- ③ フレックスタイム制
(労働基準法第32条の3の規定による労働時間の制度)
- ④ 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げの制度
- ⑤ 所定外労働をさせない制度

支給額は、1事業主当たり

中小企業 : 40万円 大企業 : 30万円

◆看護休暇制度導入奨励金

小学校就学前の子を養育する労働者が、子の看護のために、年次有給休暇とは別に取得できる休暇制度(年間5日以上)を、新たに就業規則等に規定し、労働者が最初に利用した場合に、事業主に対して支給します。

支給額は、1事業主当たり

中小企業 : 40万円 大企業 : 30万円

育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金

育児休業又は介護休業をした労働者がスムーズに職場に復帰できるよう、職場適応性や職業能力の低下を防止し、回復を図るため、次のいずれか1つ以上の措置(職場復帰プログラム)を実施した事業主・事業主団体に支給します。

- ① 情報等の提供
- ② 在宅講習
- ③ 職場環境適応講習
- ④ 職場復帰直前講習
- ⑤ 職場復帰直後講習

支給限度額(対象労働者1人当たり)

中小企業 : 21万円 大企業 : 16万円

(注) ●事業主とは「雇用保険適用事業主」をいいます。

●中小企業事業主の範囲については以下のとおりです。

小売業(飲食店を含む)

→ 資本又は出資の額が5,000万円以下又は常用労働者数が50人以下

サービス業

→ 資本又は出資の額が5,000万円以下又は常用労働者数が100人以下

卸売業

→ 資本又は出資の額が1億円以下又は常用労働者数が100人以下

その他の業種

→ 資本又は出資の額が3億円以下又は常用労働者数が300人以下

※なお、労働保険料を納入していない事業主等、及び過去に給付金に関し不正行為を行った事業主等については、支給を受けられないことがあります。詳細については、財団法人21世紀職業財団地方事務所にお問い合わせ下さい。

ファミリー・フレンドリー企業 については、下記の

都道府県労働局雇用均等室へ

お問い合わせください。

都道府県名	電 話 番 号	F A X 番 号
北海道	011-709-2715	011-709-8786
青 森	017-734-4211	017-777-7696
岩 手	019-604-3010	019-604-1535
宮 城	022-299-8844	022-299-8845
秋 田	018-862-6684	018-862-4300
山 形	023-624-8228	023-624-8246
福 島	024-536-4609	024-536-4658
茨 城	029-224-6288	029-224-6265
栃 木	028-633-2795	028-637-5998
群 馬	027-210-5009	027-210-5104
埼 玉	048-822-4273	048-822-7867
千 葉	043-221-2307	043-221-2308
東 京	03-3818-8408	03-5689-5076
神奈川	045-211-7380	045-211-7381
新 潟	025-234-5928	025-265-6420
富 山	076-432-2740	076-432-3959
石 川	076-265-4429	076-221-3087
福 井	0776-22-3947	0776-22-4920
山 梨	055-231-8611	055-231-8625
長 野	026-227-0125	026-227-0126
岐 阜	058-263-1220	058-263-1707
静 岡	054-252-5310	054-252-8216
愛 知	052-219-5509	052-220-0573
三 重	059-226-2318	059-228-2785
滋 賀	077-523-1190	077-527-3277
京 都	075-241-0504	075-241-0493
大 阪	06-6941-8940	06-6946-6465
兵 庫	078-367-0820	078-367-3854
奈 良	0742-32-0210	0742-32-0214
和歌山	073-421-6157	073-421-6158
鳥 取	0857-22-3249	0857-29-4142
島 根	0852-31-1161	0852-31-1505
岡 山	086-224-7639	086-224-7693
広 島	082-221-9247	082-221-2356
山 口	083-995-0390	083-995-0389
徳 島	088-652-2718	088-652-2751
香 川	087-831-3762	087-831-3759
愛 媛	089-935-5222	089-935-5223
高 知	088-885-6041	088-885-6042
福 岡	092-411-4894	092-411-4895
佐 賀	0952-24-4240	0952-24-6559
長 崎	095-844-4384	095-844-4423
熊 本	096-352-3865	096-352-3876
大 分	097-532-4025	097-537-1240
宮 崎	0985-38-8827	0985-38-8831
鹿児島	099-222-8446	099-222-8459
沖 縄	098-868-4380	098-869-7914

各種給付金 については、下記の

財団法人21世紀職業財団地方事務所へ

お問い合わせください。

都道府県名	電 話 番 号	F A X 番 号
北海道	011-707-6198	011-707-6199
青 森	017-776-2028	017-776-2025
岩 手	019-653-8681	019-653-8680
宮 城	022-214-2080	022-214-2520
秋 田	018-866-2100	018-866-2101
山 形	023-642-2021	023-642-2006
福 島	024-522-3030	024-522-3081
茨 城	029-226-2413	029-226-2740
栃 木	028-643-3220	028-643-3381
群 馬	027-223-2023	027-223-2013
埼 玉	048-824-7001	048-824-7009
千 葉	043-225-2295	043-225-2080
東 京	03-3868-9601	03-3868-9607
神奈川	045-224-8042	045-224-8037
新 潟	025-249-5660	025-243-2172
富 山	076-444-1526	076-444-2022
石 川	076-234-2040	076-234-2021
福 井	0776-21-0581	0776-21-0582
山 梨	055-236-5271	055-236-5431
長 野	026-223-4521	026-223-4524
岐 阜	058-266-5033	058-266-5031
静 岡	054-288-2029	054-288-2000
愛 知	052-586-7222	052-586-7225
三 重	059-228-2300	059-228-2304
滋 賀	077-523-5141	077-523-5249
京 都	075-213-2091	075-213-2092
大 阪	06-6262-2151	06-6262-2154
兵 庫	078-272-3055	078-272-3066
奈 良	0742-36-6777	0742-36-6778
和歌山	073-475-1765	073-475-1766
鳥 取	0857-29-0314	0857-24-2102
島 根	0852-24-2300	0852-24-2141
岡 山	086-227-2021	086-227-2880
広 島	082-224-2001	082-224-2003
山 口	083-923-2041	083-923-2274
徳 島	088-655-7771	088-655-6641
香 川	087-822-2027	087-822-2023
愛 媛	089-921-5660	089-921-5722
高 知	088-823-2667	088-823-2540
福 岡	092-431-7701	092-431-7702
佐 賀	0952-28-4621	0952-28-4721
長 崎	095-827-1262	095-827-1263
熊 本	096-324-2297	096-324-2104
大 分	097-538-7755	097-538-7756
宮 崎	0985-20-2019	0985-20-2027
鹿児島	099-259-7815	099-259-7832
沖 縄	098-869-9076	098-866-7789